

## 【事業概要】

### (1) 事業化・市場化支援事業

中小企業新事業活動促進法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた代表者が、当該計画に従って行う事業の市場化に必要な取り組みを支援する。具体的には、複数の中小企業者が連携して行う新事業に必要な新商品開発（製品・サービス）に係る実験、試作、研究会、マーケティング活動、市場調査等に係る経費を補助する。

### (2) 連携体構築支援事業

専門知識や高度な技術等を有する中小企業者が新事業の具体化を図るため、自己の優れた機能（マーケティング、商品化等）を持ち寄り、他者（企業、研究機関、NPO、組合等）と連携体を構築する取り組みを支援する。具体的には、連携構築に資する規程の作成、コンサルタント等に係る経費を補助する。



## 【交付対象】

### (1) 事業化・市場化支援事業

中小企業新事業活動促進法第11条に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた代表者（中小企業者等）

### (2) 連携体構築支援事業

中小企業者等

## 【公募期間】

第1期：平成17年7月1日～7月29日

第2期：平成17年9月1日～9月30日

## 【補助金額・補助率】

### (1) 事業化・市場化支援事業

補助限度額：1件あたり2,500万円

(技術開発を伴う場合、補助限度額：1件あたり3,000万円)

補助率：2 / 3以内

### (2) 連携体構築支援事業

補助限度額：1件あたり330万円

補助率：2 / 3以内